

建設業における「墜落・転落」や「巻き込まれ」などの災害防止・熱中症予防チェックリスト

- ・現場で下記の項目を確認してください。
- ・「いいえ」の項目があった場合は、改善例を参考に現場にあった対策を実施しましょう。

1. 墜落・転落災害防止対策を進めましょう。	はい	いいえ	改善例
① 作業床を設けていますか。			→ 足場、高所作業車などにより十分な広さの作業床を設けましょう。
② 作業床に、手すりは付いていますか。			→ 作業床から高さ85cm以上の位置に手すりを設けましょう。
③ 下さんはついていますか。			→ 作業床から高さ15cm以上40cm以下の位置に下さんを設けましょう。
④ 手すりなどははずした場合の原状復帰を、その都度行っていますか。			→ はずした手すりなどの原状復帰は必ず行いましょう。
⑤ 工具や部材が落ちないようにしていますか。			→ 高さ10cm以上の幅木、防網などを設けましょう。
⑥ 作業床が困難な場合は、安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑦ これまでは足場を設置して行っていた作業を経費節減などのため、安易に安全帯による作業にしていますか。			→ 原則として、足場などを設置して、作業床を設けましょう。
⑧ 開口部などには、囲いなどを設けていますか。			→ 墜落防止用の囲い、手すりなどを設けましょう。
⑨ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張っていますか。			→ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張りましょう。
⑩ これまでは防網などを張って行っていた作業を経費節減などのため、防網を張らずに行っていないですか。			→ 墜落防止用の防網などを張りましょう。
⑪ はしごの上部と下部を固定していますか。			→ ロープなどで、はしごの上部と下部を工作物に固定しましょう。
⑫ はしごの上り下りは安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑬ 脚立には開き止め金具が付いていますか。			→ 脚と踏み面の角度を保つ、開き止め金具が付いているものを使用しましょう。
⑭ 脚立には十分な広さの踏み面がありますか。			→ 作業を安全に行うために必要な面積の踏み面があるものを使用しましょう。
⑮ 脚立の支柱の下端には滑り止めがありますか。			→ 滑り止めを設けて転移を防止しましょう。
⑯ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

2. 車両系建設機械などによる災害防止対策を進めましょう。	はい	いいえ	改善例
① 周りで作業している作業者に連絡していますか。			→ 作業計画を立て、事前に関係者に連絡しましょう。
② 立入禁止措置はできていますか。			→ 建設機械などに接触するおそれのある場所への立入禁止を徹底しましょう。
③ 不十分な立入禁止で車両系建設機械などの近くで作業していませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
④ 立入禁止を十分認識せずに、安易に立ち入っていませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
⑤ 立入禁止に替えて誘導者を配置し機械を誘導していますか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑥ これまで誘導者を配置していたものを、配置せずに実施していませんか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑦ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

3. 熱中症予防対策を進めましょう。	はい	いいえ	改善例
① 暑さ指数（WBGT値）を把握していますか。			→ 暑さ指数を把握し、休憩をとるなどの対策を進めましょう。
② 水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認していますか。			→ 水分・塩分を摂取するよう指導し、労働者の体調管理を行いましょう。

4. 安全衛生教育を徹底しましょう。	はい	いいえ	改善例
① 雇入れ時に新規参入者教育を実施していますか。			→ 教育を実施しましょう。
② 新規入場者教育を実施していますか。			※「建設業職長等指導力向上事業」を実施しています（厚生労働省委託事業）。能力向上教育に準じた教育です。詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://ks-sc.co.jp/leadership/
③ 職長教育を実施していますか。			
④ 建設従事者教育を実施していますか。			

建設業における労働災害防止対策

- ・作業床の手すり
- ・作業床が困難な場合における墜落制止用器具（安全帯）の使用
- ・開口部の囲い
- ・はしご・脚立の安全措置
- ・建設機械との接触防止
- ・熱中症対策

- ・雇入れ時教育
- ・新規入場者教育
- ・職長（能力向上）教育
- ・建設従事者教育
など

厚生労働省パンフレット
STOP労働災害 より
(HPからダウンロード可能)

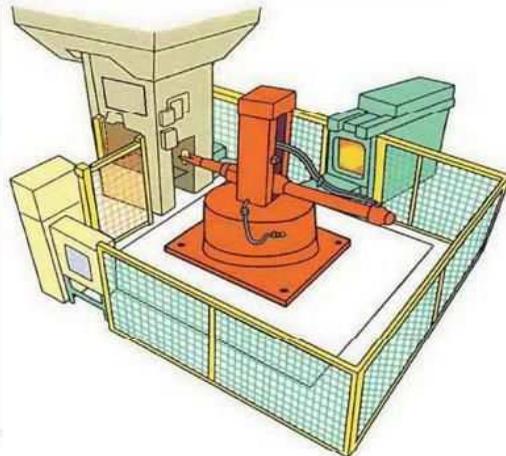
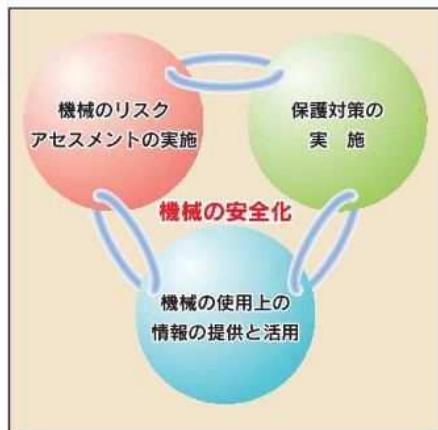
「機械の包括的な安全基準に関する指針」が改正されました。

～機械を安全化し、安全に使用するために～

今なお機械による労働災害が多数発生していますが、機械の安全対策が十分でなかったため、機械にはさまれたり、巻き込まれたりして被災しているものが少なくありません。

この機械の安全対策を進めるため、すべての機械に適用できる包括的な安全対策に関する基準として、平成13年6月に「機械の包括的な安全基準に関する指針」（「機械包括安全指針」）を公表しました。その後、①労働安全衛生法が改正され、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施が事業者の努力義務とされたこと、②国際的な機械安全規格の動向などを踏まえて、平成19年7月にこの指針を全面的に改正しました。

機械の安全化を進め、機械による労働災害の一層の減少を図るため、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが、この機械包括安全指針に沿った取組みを進めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

装置産業の皆様へ

設備の経年化による労働災害を防止するために

機械による
はさまれ・巻き込まれ防止対策

（機械の設計、導入段階における安全化）

機械の包括的な安全基準に関する指針
（機械包括安全指針）

（高経年施設・設備の安全対策）

設備の経年化による労働災害を防止するために



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2種類のパンフレットの中から説明します

改正・機械包括安全指針のポイント

◇機械包括安全指針とは

- 1 機械包括安全指針は、すべての機械に適用できる包括的な安全確保の方策に関する基準を示したものです。指針では、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが実施すべき事項を示しています。
労働安全衛生法第3条第2項に「機械その他の設備を設計し製造し、若しくは輸入する者は、機械が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。」とされ、機械メーカー等はこの指針に沿って機械を設計製造することが求められます。また、法第28条の2に事業者はリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に努めることとされ、機械のユーザーは、この指針に基づく措置の実施が求められます。
- 2 今回の指針の主な改正点は、①法第28条の2に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施が規定されたことから、機械の安全化の手順をこれに沿ったものに見直すとともに、②ISO規格等の国際基準との整合性を図ったものです。

◇機械包括安全指針による機械の安全化の進め方

次ページの図を参照

機械メーカーにおいては、

- 1 機械のリスクアセスメントを実施しましょう。
まず機械の設計段階でリスクアセスメントを行い、機械の危険性又は有害性を特定し、リスクを見積ります。リスクに応じた保護方策を実施し、適切なリスクの低減を行います。
この際、機械の本来の使い方だけでなく予見可能な誤使用やトラブル処理時などのリスクも考慮する必要があります。
- 2 リスクアセスメントの結果に基づき、保護方策を実施しましょう。
機械の本質的な安全化を進める上で、設計・製造段階での機械の安全化を図ることが根本的対策として最も効果的です。機械を操作する者に頼らない本質的な安全方策を優先して実施することが重要です。
- 3 上記2の設備対策を講じた後に存在する残留リスクについては、残留するリスクの内容とその対処法についての必要な情報等を、「使用上の情報」としてユーザーに提供しましょう。

機械ユーザーにおいては、

- 1 メーカーから提供された「使用上の情報」を活用し、リスクアセスメントを実施し、「使用上の情報」に記載のあった事項以外も含め、必要な保護方策を実施し、リスクが適切に低減されたことを確認しましょう。ユーザーでの設備対策を講じた後に存在する「残留リスク」に対しては、作業手順の作成や教育訓練の実施などの措置を行った上で機械を使用しましょう。
- 2 リスクアセスメントを実施する上で必要な情報がメーカーから提供されていない場合には、メーカーに情報を提供するように求めましょう。また、発注の段階で安全に関する仕様をメーカーに提示するとともに、使用開始後に明らかになった安全に関する情報をメーカーにフィードバックしましょう。

機械包括安全指針による機械の安全化の進め方 (機械の設計、導入段階における安全化)

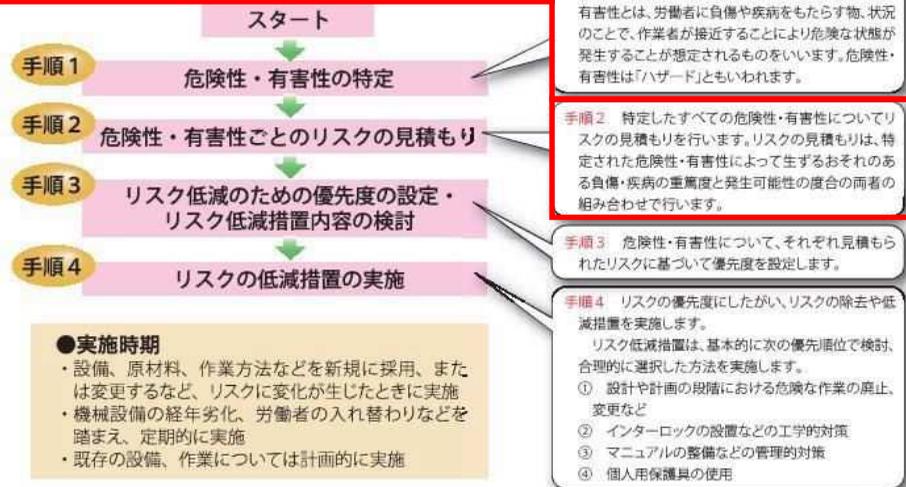
機械メーカーにおいて

- ・設計段階でリスクアセスメントを行い、見積もったリスクに応じた保護方策を実施する
- ・機械本来の使い方だけでなく予見可能な誤使用やトラブル処理時などのリスクも考慮する
- ・保護方策を講じた後に存在する残留リスクの内容とその対処法について、「使用上の情報」としてユーザーに提供する

機械ユーザーにおいて

- ・メーカーから提供された「使用上の情報」を活用してリスクアセスメントを実施し、必要な保護方策を行い、リスクが低減されたことを確認する。
- ・「残留リスク」に対し、作業手順の作成や教育訓練などの措置を行った上で機械を使用する。
- ・「使用上の情報」がメーカーから提供されていない場合には情報提供を求める。

2 リスクアセスメントの基本的な手順



リスクアセスメントとは？

リスクアセスメントの基本的な手順

機械設備，原材料，作業行動や環境などについて，負傷や疾病をもたらす危険性・有害性（ハザード）を特定する

3 リスクの見積もり例

(1)マトリックスを用いた方法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリックス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を点数などで割り付けておき、見積対象となる負傷・疾病の重篤度と次に発生可能性の度合いにクロスさせて、リスクを見積もる方法です。

		負傷・疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷・疾病の発生可能性の度合い	極めて高い	5	4	3	2
	比較的高い	4	3	2	1
	可能性あり	4	3	1	1
		優先度			
5~4		高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要		
3~2		中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入		
1		低	必要に応じてリスク低減措置を実施		

(2)数値化による加算法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷・疾病の重篤度				負傷・疾病の発生可能性の度合い			
致命的	重大	中程度	軽度	極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
30点	20点	7点	2点	20点	15点	7点	2点

「リスク」= 「重篤度」の数値 + 「発生可能性の度合い」の数値

リスクポイント	優先度（リスクレベル）
30点以上	高 直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中 速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10点未満	低 必要に応じてリスク低減措置を実施

特定した危険性・有害性について，負傷や疾病の重篤度と発生可能性の両者の度合いの組み合わせでリスクを見積もる

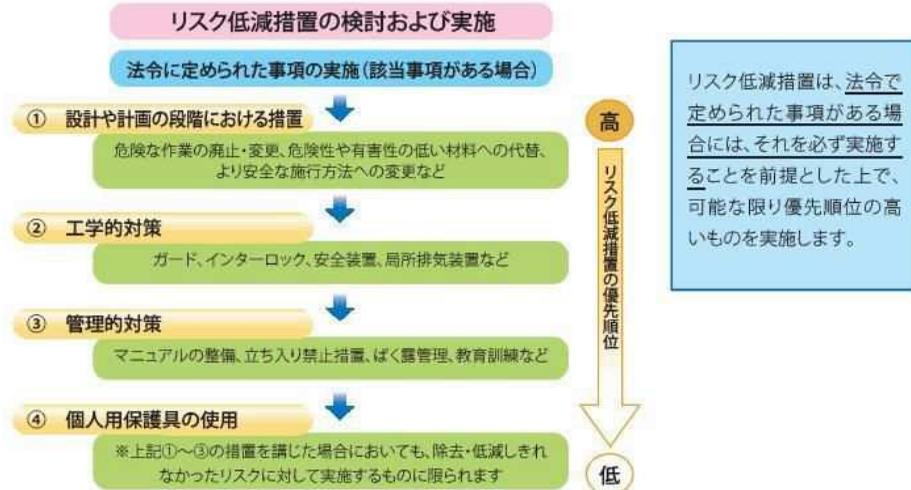
職場のリスクアセスメント

なぜリスクアセスメントが必要か

厚生労働省・製造業労働局
労働基準局

※ 厚生労働省パンフレット「事例でわかる職場のリスクアセスメント」から一部抜粋

4 リスクの低減措置の優先順位



5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性・有害性が明らかになり、危険の芽(リスク)を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるため、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積もり結果などによりその優先順位を決めることができます。

④残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的なルールを定めた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているため、守るべきルールが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業員も職場に潜んでいる危険性・有害性を理解することができるようになります。

リスクの低減措置の優先順位

見積もったリスクの大きなものやリスク低減措置に法令の定めがあるものから優先的に、

- ①設計や計画の段階で危険な作業を廃止・変更してより安全な施行方法とするか？
- ②ガード、インターロック、安全装置などの工学的対策を講じるか？
- ③マニュアルの整備、立入禁止措置、教育訓練などの管理的対策を講じるか？
- ④個人用保護具を使用させるか？

①～④の優先順位でリスク低減措置を講じる



※ 厚生労働省パンフレット「事例でわかる職場のリスクアセスメント」から一部抜粋

設備の経年化による 労働災害を防止するために



※ お話を戻します。
設備の経年化による労働災害防止について

このパンフレットは、

平成30年度に厚生労働省が実施したアンケート調査及び事業場訪問調査により回答のあった、
12業界団体の221社492事業場
設備総数約5万1500か所
に係る調査結果を取りまとめたものです。
うち、「はさまれ・巻き込まれ災害が発生したと回答のあった設備は306か所で全体の0.6%でした。

アンケート結果から分かった 「はさまれ・巻き込まれ」災害の特徴

（懸念される傾向）

- ・設備の高経年化により、点検回数、計画外停止回数、修理回数などが増加

（災害発生時）

- ・「付着，異物の除去時」が最も多く，次に「調整，起動時」，「交換，準備時」や「点検，監視時」などで起きている
- ・「連続運転」の設備の方が「間欠運転」の設備より災害発生が多い

（設備要因）

- ・「隔離の原則」である隙間対策や接触防止対策が不十分

（人的要因，管理要因，作業環境要因）

- ・「省略行為」や「確認不足」によるものが多い
- ・死傷者の多くは経験年数の短い作業者

調査結果から課題となった6つの項目
「はさまれ，巻き込まれ」災害の防止対策

- ① 高経年設備での故障や計画外停止を減少させるための適切な設備保全
- ② 隔離の原則や停止の原則に準拠した設備対策
- ③ 隔離や停止の原則などの設備対策が不完全な場合の残留リスク対策
- ④ 付着物，異物の除去作業での災害防止
- ⑤ 省略行為，確認不足など人的要因による災害の防止
- ⑥ 経験年数の短い人への危険感受性の向上などの教育指導

良好事例

隔離のためのガード， 柵

停止のための
インターロック

安全柵の設置スペースが狭い場合は**残留リスク**あり。

残留リスク対策として
作業員の限定
安全教育 など

若年者に対する
危険体感教育

付着物， 異物の除去作業での対策

(近接作業をなくす) エアブローや水洗装置によって異物を除去
(運転中の除去作業禁止) 付着物や異物が運転に影響しない場合は
定期停止時まで待つ
(躊躇なき運転停止) 相互監視体制
運転停止を叱責しない

新居浜労働基準監督署管内の 60歳以上または29歳以下の労働災害発生状況

全産業で476件中 **60歳以上が132件 (27.7%)**

建設業62件中 **60歳以上が16件 (25.8%)**

道路貨物運送業43件中 **60歳以上が16件 (37.2%)**

商業57件中 **60歳以上が22件 (38.6%)**

保健衛生業58件中 **60歳以上が23件 (43.1%)**

製造業190件中 **29歳以下が42件 (22.1%)**

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

令和2年3月策定

- ・ 60歳以上の雇用者数が増加。将来に亘っても増加する見通し。
- ・ 特に第三次産業で高齢労働者が増加
- ・ 併せて、身体機能の低下等により労働災害の発生率が高く、休業が長期化しやすい
- ・ 中でも転倒、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べて高く、女性で顕著

愛媛県内でも、高齢女性の労働者が硬い床や段差での転倒によって骨折し、1か月以上の長期休業に至る事例が目立ちます。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**
 事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備
 ・企業の経営トップが高年齢労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
 ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
 ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※
 ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
 ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
 ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的な事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※
 ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
 ・必要に応じてフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活自立障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
 ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等の運動器の衰えが原因で「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
 ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



**「エイジアクション100」による
 チェックリストの活用
 (QRコード、厚生労働省HP)**

ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)
 ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
 ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓

通路を含め作業場所の照度を確保する

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

防滑靴を利用させる

解消できない危険箇所には標識等で注意喚起

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例
 ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シート)を採用する
 ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
 ・パワーアシストスーツ等を導入する
 ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

身体機能の低下を補う 設備・装置の導入

- ・ 通路・作業場所の**照度の確保**
- ・ **見やすい、聞き取りやすい音域の警報**
- ・ 階段の**手すり**
- ・ **段差の解消**
- ・ 不自然な作業姿勢をなくすための**作業台や対象物の配置**
- ・ 解消できない段差に**注意喚起表示**
- ・ 通気性の良い**休憩場所**
- ・ **滑りにくい靴**
- ・ **リフト等の補助具の使用**

ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→

The image shows a detailed physical check form titled '転倒等リスク評価セルフチェック票' (Self-check form for fall risk evaluation). It includes a QR code for more information. The form is divided into several sections:

- 1. 身体機能の評価** (Evaluation of physical function): Contains five sub-sections for different physical functions:
 - ① スタップテスト (ストップテスト) [平衡能力・筋力]
 - ② 屈伸テスト (クワダテスト) [腰背性]
 - ③ フォンクショナルグリップ (動作テスト)
 - ④ 足踏みテスト (足踏みテスト)
 - ⑤ 片足立ちテスト (片足立ちテスト)
- 2. 転倒等リスク評価** (Fall risk evaluation): A table with columns for '項目' (Item), '結果' (Result), and '評価' (Evaluation). It lists 9 items related to fall prevention.
- 3. 総合評価** (Overall evaluation): A radar chart showing scores for five categories: 歩行能力 (Walking ability), 平衡能力 (Balance ability), 筋力 (Muscle strength), 腰背性 (Flexibility), and 足踏み能力 (Foot tapping ability).

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。
- また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

敏捷性や持久性，筋力の低下等の特性を考慮して作業内容や作業時間の見直し等を検討

- ・ 継続的な体力チェックに努める。
- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入する。

個々の健康や体力の状況に応じた対応

写真や図，映像等の文字以外の情報を活用した安全衛生教育

一人ひとりがストレッチ体操など体力維持に努める

厚生労働省HP等における好事例の参照

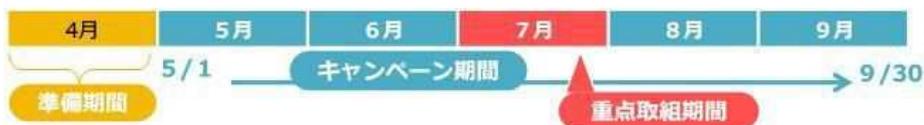
STOP! 熱中症

2021年5月～9月

クールワークキャンペーン

社内教育に、ポータルサイトを活用しましょう

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



熱中症は、気温が上がり始める5月下旬から発生しています
湿度が高くなる6月下旬に増加します
7月に暑さが増すと、救急搬送が急増します

2021年5月 ポータルサイトを充実させました
スマートフォン対応

- 社内の熱中症予防担当者向け、E-learning教材
- 昨年の講習会の動画を掲載
- 2021年3月のJIS Z 8504改正に対応して通達を更新



QRコード

<安全衛生機関や関係企業のみなさま>
ホームページに、ぜひリンクを掲載ください。
<熱中症に取り組む企業のみなさま>
イントラネットにリンクを掲載し、社内教育に活用ください。

ポータルサイトはこちら <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
バナーは、こちらから切り取って活用ください ページ下部
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/index.html

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1 □WBGT値の把握
JIS規格に適合したWBGT測定計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□ WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間中に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、運動などを設置しましょう。準備期間中に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
□ 休憩場所の確保	
□ 通気性の良い服装など	
□ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を避ける。WBGT値に応じて作業の中止、ごまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
□ 熱への慣化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、適度な休憩がけで徐々に身体を慣らしましょう。特に、入職直後や暑休明けの方は注意が必要です！
□ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
□ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
□ 健康診断結果に基づく措置	心臓病、高血圧症、心臓病、不整脈、糖尿病、神経痛の疾患、特に脳神経系疾患、ひざ痛、足関節痛などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ。
□ 日常の健康管理など	前日の疲労の飲みすぎはないか、寝不足はないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の身体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
□ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

□ WBGT値の把握対策は実施されているか	□ 異常時の措置 ～少しでも異常を感じたら～ ・いったん作業を止める ・病院へ連絡、または救急車を呼ぶ ・病院へ連絡までは一人きりにしない
□ 各労働者が暑さに慣れているか	
□ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか	
□ 各労働者の体調は問題ないか	
□ 作業の中止や中断をさせてよいのか	

重点取組期間（7月1日～7月31日）

□ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行いましょ。

□ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。

□ 水分・塩分を積極的に取りましょ。

□ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。

□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。

□ 少しでも異常を認めるときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょ。

JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）指数計を準備しましょう。

WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょ

簡易屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどを設置しましょ

「プレクーリング」
休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょ

通気性の良い作業着を準備しましょ
身体の冷却機能をもつ服の着用を検討しましょ

ポータルサイトのE-learning教材を活用しましょ

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に!

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなり、気づかぬうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れず!



屋外で2 m以上の十分な距離があり、かつ会話が
生じない作業の場合は、一時的にマスクを外すこ
とも可



令和3年度全国安全週間スローガン

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

(令和3年度全国安全週間実施要綱本文より)

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での**経営トップによる**安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② **安全パトロールによる職場の総点検の実施**
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた**自社の安全活動等の社会への発信**
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による**家族の協力の呼びかけ**
- ⑤ 緊急時の措置に係る**必要な訓練の実施**
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい**行事の実施**

(令和3年度全国安全週間実施要綱本文より)

令和3年度全国安全週間実施要綱の本文（全4ページ）
については、中央労働災害防止協会（中災防）のHP
からダウンロード可能です。

本スライドに掲載したパンフレットについては
同名の検索を行うことにより厚生労働省のHPへ
アクセスし、ダウンロードすることが可能ですの
で、ご活用ください。

ご安全に



令和3年6月



新居浜労働基準監督署